1 鳥獣保護区制度の概要

- 〇鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律」に基づき指定される。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道 府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。
- 〇環境大臣または都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の 保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができる。
- 〇鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の 開発行為が規制される。
- ○滋賀県では、現在、鳥獣保護区を45箇所、同特別保護地区を14箇所指定している。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必	・狩猟が認められない。	20 年以内
(法第 28 条)	要があると認められる地域		(期間は更新可能)
	に指定するもの。		
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護およびその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立、干拓	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
		や住宅の設置など鳥獣 の保護に支障がない行 為として政令に定める不 要許可行為がある。	

2 特別保護地区の指定(再指定)する場合の流れ

特別保護地区の存続期間の終了後、引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合

関係地方公共団体の意見聴取

(法第29条第4項で準用する法第28条第3項)

指定等の旨の公告、指針案の縦覧

(法第29条第4項で準用する法第28条第4項)

(必要があると認めるとき) 公聴会の開催その他の必要な措置

(法第29条第4項で準用する法第28条第6項)

環境審議会(自然環境部会)

(法第28条9項で準用する法第4条第4項)

環境大臣への届出(告示30日前)

(法第29条第4項または第5項で準用する第12条第4項)

指定(再指定)に係る告示

(法第29条第4項または第5項で準用する法第15条第2項)

3 指定(再指定)する特別保護地区の概要

(1) 荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区

所 右	地	滋賀県彦根市
面	積	25ha
位 置		別添のとおり
指定	目的	荒神山鳥獣保護区は、彦根市南西部に位置し、琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とした区域であり、曽根沼、水田、河川などの多様な環境が存在しており、オオタカ、ノスリ、アオバト、ホトトギス、ヤブサメ、オオルリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、コサメビタキ、キクイタダキ、トラツグミ、ベニマシコ、ウソ、オオアカゲラ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、イカルチドリ、オオヨシキリ、ミソサザイ、イソシギ、クサシギなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は荒神山の山頂を含んでおり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
再指定	期間	令和5年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(2)野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区

所 在 地	滋賀県多賀町
面積	22ha
位 置 図	別添のとおり
指定目的	野鳥の森鳥獣保護区は、サシバ、ツッドリ、ホトトギス、オオルリ、ヤブサメなどの希少な種を含む森林性鳥類を中心とした多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域には遊歩道が整備されたダムが存在し、森林生態系の中における水辺として、カイツブリ、ヨシガモなどの希少な種を含む水鳥の生息地であるとともに、人と自然とのふれあいの場として、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
再指定期間	令和5年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3)伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区

所	在	地	滋賀県米原市
面		積	24ha
位	置	図	別添のとおり
指	定目	的	伊吹山鳥獣保護区は、滋賀県と岐阜県の境にある伊吹山の琵琶湖国定公園内に位置し、山地草原、自然林、二次林、植林地など植生の変化に富む地域であり、イヌワシ、ハイタカ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、カッコウ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、ルリビタキ、マミジロ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ニホンカモシカなどの希少な種を含む、多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は山地草原として重要な区域であり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
再	指定期	間	令和5年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(4)水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区

所 在 地	滋賀県甲賀市
面積	27ha
位 置 図	別添のとおり
指定目的	水口町城山鳥獣保護区には、森林、水田、河川、ため池などの多様な環境がモザイク状に存在しており、ノスリ、ハイタカ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、カワアイサ、ヨシガモ、ホシハジロ、ミコアイサ、イカルチドリ、カワセミ、ホトトギス、キビタキ、ルリビタキ、イソシギ、ヒクイナ、クサシギ、タシギ、ベニマシコ、ニュウナイスズメなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は安土桃山時代に築城された岡山城跡が存在し、人と自然とのふれあい活動の場となっているとともに、鳥獣保護区内における中心的な森林環境となっており、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
再指定期間	令和5年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで









